

一般社団法人  
北海道農業建設協会事務局長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

工事及び委託業務の情報共有システム活用要領の制定について（通知）

農業農村整備事業等の工事及び委託業務において、情報通信技術を活用し情報共有の迅速化や書類整理の軽減など、受発注者双方の業務の効率化を図るため、「北海道農業農村整備事業情報共有システム管理運用要領」（令和2年1月22日付け事調第1118号）を定め運用してきたところです。

令和2年度より推進している Smart 道庁の取組により、令和4年4月から行政ネットワークにおいても容易に外部との接続が可能となったことから、書類や写真の送受信のほか、回付機能や電子納品機能などが充実した情報共有システムを導入し、一層の業務の効率化に取り組むこととし、別紙「工事及び委託業務の情報共有システム活用要領」を定め、各振興局あて通知したので参考にお知らせします。

記

1 対象工事及び業務

原則として全ての工事及び委託業務とする。

ただし、次に該当する場合には、適用を除外できる。

- （1） 災害復旧など、緊急に実施する場合
- （2） 工期、業務期間が短い（約1ヶ月程度）場合
- （3） その他、情報共有システムを活用しても効率化が図られない場合

2 適用年月日 令和6年3月1日以降に行われる入札の工事及び委託業務から適用

技術指導係 27-182  
設計積算係 27-188  
主査（事業契約） 27-168